

速報！さくらユウワ通信

インボイス制度、ここが変わります

～2割特例・仕入税額控除の見直しに注意～

インボイス制度は開始から数年が経過し、制度が定着しつつありますが、令和8年度税制改正大綱の中で実務に直結する改正点が2つ盛り込まれました。

今回は皆様に特に影響の大きいポイントを整理してお伝えします。

2割特例の終了と「3割特例」の新設【個人事業者向け】

インボイス制度の定着に向けて、事務負担の配慮がより必要と考えられる**個人事業者**について、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、2年の経過措置として「**3割特例**」が認められることとなりました。

※しかし、**法人はすべて対象外**となりました。

適用時期

令和9年・10年に含まれる各課税期間

改正の内容



仕入税額控除「8割控除」の見直し

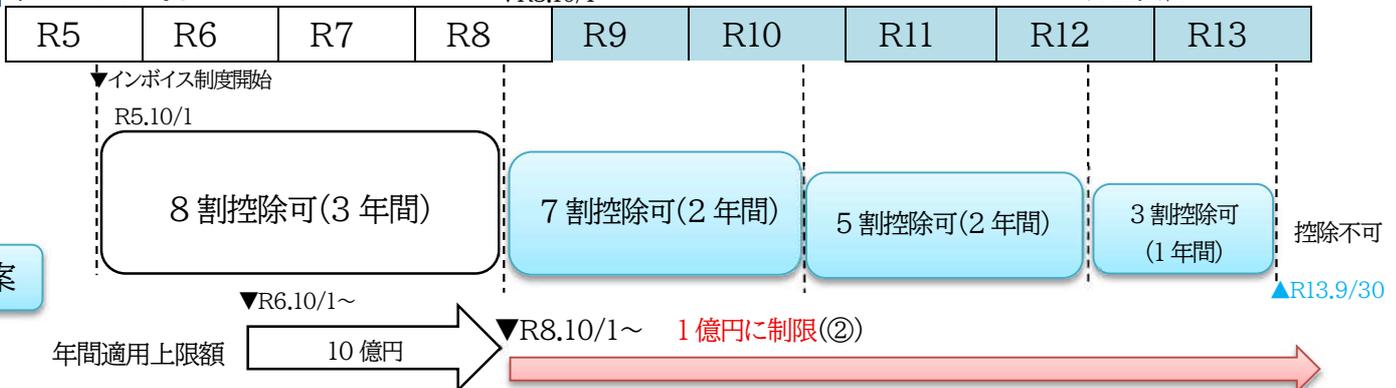
① 免税事業者等からの仕入れについて、インボイス制度実施後6年間は8割または5割の控除の特例が認められていますが、小規模な国内事業者への配慮としてさらなる激変緩和を図る観点から、**適用期限が2年延長**され、控除可能割合が緩和されます。

② 外国法人グループが8割控除を悪用している事例などへの租税回避防止を図る観点から、一の免税事業者等ごとの仕入れに係る年間適用上限額が**1億円**(現行:10億円)に引き下げられます。

②の適用時期

②は令和8年10月1日以後に開始する課税期間

改正の内容



ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【富永】